

○東峰村議会事務局設置条例

平成17年4月1日  
条例第134号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、東峰村議会事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 書記

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。